

4 リターン号事件（1673年）と 英・蘭東インド会社による対日交渉

朝 治 啓 三

Keizo ASAJI

はじめに

1673年5月（日本暦）に長崎を訪れて、貿易再開を求めたイギリス東インド会社の商船リターン号が、徳川幕府から再開を拒絶され、2か月の滞在後離日した事件の持つ、国際的意義については、先に『東西学術研究所紀要』39輯に論文を発表した。またそれに関する史料については、同40輯に覚書を掲載した。今回は東アジア交易圏においてこの事件が持つ歴史的意義について考察する。

1 リターン号事件のあらまし

リターン号は1671年9月に他の2隻とともにイングランドを出港後、1672年に一旦台湾に寄港したが、第3次英蘭戦争に関連して他の2隻がオランダ東インド会社勢力に捉えられたため、1673年に単独で長崎へ入港した。イギリスからは国王チャールズ2世の親書と東インド会社取締役会からの再開申請書、およびかつて会社が幕府から与えられていた朱印状の写しとを持参したが、長崎接岸を許されず、港内で長崎奉行の役人に尋問された。持参した書類は朱印状ではなく、1623年に先の平戸商館閉鎖の際に持ち帰った貿易申請書の写しであるとして突き返された。オランダ人立会いの下、踏み絵までさせられたが、結局上陸はおろか、積んできた荷物を売却することさえ許されず、再開を諦めて退却せざるを得なかった。オランダ会社は前もって幕府に対し、イングランド国王がポルトガル王女と結婚してカトリックに改宗した可能性があるとの偽りの情報を流して、貿易再開を妨害した。教科書の見解では、再開拒絶の表面上の理由は幕府の禁教令によるとみなされているが、必ずしもそれは当たっていない。

先の論文で確認したことを要約しておこう。

1. イギリス会社が日本に売り込もうとした毛織物は、日本では人口の大半にとっての需要がなかったので売却される見込みは、1673年だけでなく、それ以後にも無かった。したがってイギリス会社の見込みは取引品目に関する限り、判断ミスであった。2. イギリス会社および国王が日本から得ようとしたのは銀であるが、リターン号が日本に到着する以前に、幕府は1668年に銀輸出を厳しく制限する決定を下していたので、イギリス会社の目論見は出発以前に破綻していた。3. 幕府は清およびオランダの商人・商社とのみ貿易を行い、中国からの絹製品の輸入が減少した分を、国産化によって対処しようとしていた。両国商人との交渉はむしろ、アジアやヨーロッパの情報を得る源として価値を持っていた。4. オランダによる妨害は、蘭英両国の政治上の対決の結果ではなく、両国は英蘭戦争中であつたがそれは翌年終結し、その後はオレンジ公がイングランド国王になるように友好的であつた。オランダの意図は、東アジア交易圏への新たな競争相手の侵入を防ぐためのいわば商業シェア争いに由来するものである。5. リターン号の船長が、カトリックの王妃が死亡した後であれば貿易再開可能かと問うたところ、それでも決定が覆ることは無いと回答されたことから見て、禁教令は口実に過ぎない。

これら5点以外に残されている論点のうち、本稿では次の2点を扱う。1. 日本、イギリス、オランダにとって1673年という時期の持つ歴史上の意義は何か。2. 東アジア交易圏においてリターン号事件の持つ意義は何か。

2 1673年の意義をめぐって

当時の日本側がヨーロッパ船による輸入を希望した商品は、絹製品と硝石などの軍用品、および奢侈品であつた。見返りにははじめは小判、後には銅が用いられた。正規貿易は価格決定の主導権を幕府側が握っていたので、相手側にはうまみが無い。密貿易は厳しく取り締まられたが、実際には船員たちの私的行為としての「私貿易」は行われていた¹⁾。日中間貿易の主流であつたこのルートはしたがって、いわゆる朝貢ではなく、日本商人と中国商人との民間レベルの取引で保たれていた。日本側幕府による取引への規制は、密貿易の取り締まりのほか、貿易量や貿易条件、商人規制という形で行われ、幕府役人が記録を残した。しかし幕府と清朝政府とが直接交渉をしたのではなく、外交条約を結んだ訳でもない。この時期の日本とオランダの関係も、商業取引は民間レベルで行われ、幕府はオランダ国政府との間に外交条約を結んだ

4 リターン号事件（1673年）と英・蘭東インド会社による対日交渉

訳ではない²⁾。政治、権力関係の要素は、密貿易の取締りを除いては介在していない。

1673年の事件を機に、イギリスは国としても会社としても日本からは完全に撤退した。その後もイギリスは1670～85年に台湾に商館factoryを持つが、結局収益を上げることができず、撤退する。中国本土に商館などの拠点を置こうとするが、清朝官憲の制限が厳しく一旦は撤退した。1623年のアンボイナ事件以後モルッカからも追い出され、ジャワが拠点となるが、1682年にはバンテンからも追われた。1685年スマトラのブンクルに唯一の商館を維持していたが³⁾、ここを基地にして中国やマニラと交易した。その後1699年に広東での貿易を許可され、茶、絹、陶磁器を購入し銀で支払った⁴⁾。

オランダは日本との関係を幕末まで維持したが、17世紀後半には台湾や中国本土からは追い出され、その後はジャワ島のバタヴィアを東アジア交易の拠点にせざるを得なかった⁵⁾。17世紀の最後の4半期以降、ヨーロッパでの胡椒価格が下がり始めて遠距離貿易のメリットが低下し、会社の東アジア、東南アジア関係の収支は18世紀はじめには赤字になった。ジャワでは植民地建設を行い、コーヒーの栽培で利益を上げたが利益減少が続き、18世紀末には会社は解散する。ヨーロッパからの銀を持ち込まずに、域内貿易だけで利益を上げる商業は16世紀の交易の時代にはマッチしていたが、17世紀後半からは利益を上げることはできなかった。

1662年に鄭成功が病死した後、台湾の鄭氏政権は、1683年に彼の子孫が清朝に降伏するまで、東シナ海、台湾海峡での交易を取り仕切っていた。清朝は1661年遷界令を出して、東南海沿岸各地の住民を内地へ移住させ、密貿易を取り締まった。このため密貿易業者および海賊としての鄭氏の取り分は減り、1683年に降伏せざるを得なかったのである。鄭氏降伏後の台湾へは官憲を派遣して本土から住民を移住させた。台湾海峡を通過する東アジア貿易の主導権は清朝に移った。つまり台湾に対しては清朝は権力を行使して直接統治する方法を用いた。

清朝は1656～84年の間、海禁策を取り、密貿易を取り締まったので、東アジア貿易の主導権を取り得てはいない。一方陸地では、1673年（つまりリターン号事件の年）に始まった三藩の乱を1683年までに鎮圧し得た。1678年に呉三桂が死に、鄭経の息子が帰順するとすぐに、84年に遷界令を撤回し展海令を出して、中国本土側商人の海外渡航を認め、帰郷を可能にした。さらに相次いで四箇所の港に海関を設置し、海外との貿易を管理し、中央から派遣された官僚を通じて、東アジア各地との貿易を王朝自らが管理し始めた。

こうしてみるとリターン号事件が起きた1673年という年は、清朝の対外政策が海禁

策であった時代のちょうど中間にあることが分かる。それより以前の約20年間には鄭氏が貿易の主導権を握っていた（琉球、朝鮮貿易）。日本が銀輸出を原則禁止にした1668年以後、東アジアの交易のパターンが大きく変わった。イギリスの台湾商館閉鎖の理由が、収益の少なさであることが示すように、密貿易を主体とし、賄賂や暴力がものをいう事実上の無秩序な貿易は、どの貿易者にとってもメリットが少ないことははっきりした⁶⁾。ヨーロッパ勢力が中国から茶や絹、陶磁器を買い付けるために必要な銀を、日本から得ることが困難になると、それを新大陸の銀に依存せざるを得ず、（ヨーロッパ・ルートと、メキシコ・アカプルコ・マニラ・ルート）輸送に金のかかる貿易になっていった。この時期になってから、自前の銀を持たず、日本銀を求めて、アジアでは高価に見られた毛織物を売り込むという計画の下に派遣された英国商船が、銀流出を危惧する日本および中国や台湾で歓迎されないのは当然であろう⁷⁾。イギリスの計画は初めから破産していた⁸⁾。

1673年に三藩の乱が起こると、以前から中国南西部への攻撃を始めていた清朝は、雲南、福建などの地を支配下に置くため攻撃を始めた⁹⁾。同時に内モンゴル平定を果たし¹⁰⁾、中国本土全体の支配権或いは領有権を清朝が掌握することが確実となった。

3 1673年以後の東アジア、東南アジアの交易秩序

1680年代以後、鄭氏とオランダが交易の覇権を争った時代が終わり、清朝による中国本土の支配が明確になると、アジア諸地域間の交易秩序は、清朝の権威の下にある程度のまとまりを持つように変化していった。岸本美緒の要約に拠れば、この時代の交易の特徴は、次の3点にまとめられる。①内陸アジアとの交易よりも、南洋との中国帆船（ジャンク）による貿易、広州を中心とするヨーロッパ諸国との貿易、つまり東南沿岸での貿易が圧倒的となる。②貿易は中国にとっての輸出超過であり、銀は一貫してこの時期中国に流れ込んだ。③貿易は朝貢貿易ではなく、商業ベース、つまり海関を通すものや、ジャンクによる華僑の貿易が中心だった¹¹⁾。この要約を踏まえて、以下の行論の必要上、この時代の東アジア、東南アジアの勢力図を概観する。

まず明朝や清朝の対外貿易政策の跡を辿る。少なくとも1567年から1661年までの1世紀間には海外諸国との貿易については自由放任政策を採っていた¹²⁾。中国は生糸、絹織物、陶磁器の生産地としてきわめて重要であり、それらの商品は世界中に需要があった。明代の16世紀後半には、国内では銀の流入により好景気であったが、政治的には秀吉の朝鮮出兵への対処などで軍事力強化が求められた。日中間の貿易は断絶状

4 リターン号事件（1673年）と英・蘭東インド会社による対日交渉

態で、そのためマニラ、マカオ、バタヴィア、アユタヤなどを経由する迂回経路による貿易が栄えた。17世紀前半にはいり、明清朝のライバルとなったのはオランダと鄭氏の勢力である。オランダはバタヴィアを基地として、東南アジア各地と交易し、さらに台湾、中国、日本とを結んでこの地域において、17世紀前半には域内貿易で大いに利益を上げた¹³⁾。一方鄭氏は鄭芝龍の時代に中国東南海岸で私貿易を大々的に行い、中国本土と日本、およびマニラを結ぶ交易ルートを取り仕切っていた。彼は船団と武力を保持して現地の他の業者を支配下に置き、課税さえ行っていた。日本人と結婚したが、その子鄭成功は密貿易にも手を出し、海賊行為にも及んだ。明朝滅亡後、鄭氏は鎖国政策をとる徳川幕府に、復明のための戦いに加勢するよう援助を求めた¹⁴⁾。

清朝は1656年に海禁令を出して海賊と対決する姿勢をしたため、鄭芝龍は投降したが、息子の鄭成功は離反した。しかし彼の海賊行為や密貿易は利益を上げることが困難になっていった。そのため鄭氏は清朝と戦うべく南京を攻撃したが、かえって撃退され廈門へ逃れた。そこで貿易上のライバルであったオランダ勢力を叩くべく、東インド会社の商館があった台湾のゼーランディアを1661年から攻撃しはじめ、1662年初めにオランダ勢力の追い出しに成功し、台湾を占領することになった。この地を拠点に密貿易を続けていたが、同年急死した。鄭成功の息子鄭経は、引き続き東アジア一帯での交易ルートを支配し続けた。遷界令によって中国南東沿岸の貿易量は減り、地域住民にとっては不利益となったが、同時に密貿易や海賊行為で稼いでいた鄭氏やそれに荷担する人々にも打撃となった。その後、1683年になって鄭の子孫である克塽が清との戦いに敗れて帰順した。同じ頃三藩の乱も鎮圧されたため、清朝にとっては台湾とその対岸地域における脅威が無くなり、これ以後の東アジア貿易における主導権を掌握すべく、1684年に遷界令を撤回し、代わって展海令を出して、廈門と広州に海関を設置した。1685年に華亭（のち上海）に、1686年には寧波にも海関を設置した。これ以後の清朝の正規の貿易は海関を通してのみ行われることになった¹⁵⁾。中央政府＝皇帝は海関を設置し、それを掌握したのは現地の勢力ではなく、清朝官憲であった。海関を所轄したのは北京の戸部であり、中央から派遣された官吏が商人から徴税した。非公認の仲買や牙行が船舶と中国内地との間に介在した状況の克服を目指したものだ¹⁶⁾。貿易から上がる収入を国家ではなく皇帝の取り分とし、同時に海賊や密貿易を取り締まることで、貿易が管理されている制度であることを、ヨーロッパや来る商人や、アジア各地の商人に示したのである。自由貿易という名の密貿易の時代はこれで事実上終わった。オランダ東インド会社と鄭氏とが、東アジア交易の無秩序状態を利用して利益を上げていた時代が終わり、軍事的に鄭氏が勝りオランダを追

い出した。ついで83年には清朝がその鄭氏を負かしたのである¹⁷⁾。

対日貿易に関しては清朝政府自体が日本の商人や幕府との間に直接貿易を行った訳ではない。徳川幕府はオランダよりも中国船に多くの貿易量を割り当てるなど配慮していたが、隻数や総量規制は幕府側が決定し、中国人船員はこれに従い、清朝政府は商人間の取引を海関での徴税を通じて監視した。中国人船員が長崎市内で私貿易を行うことを制限するため、1689年には唐人屋敷を設置して船員らを隔離したが、清朝政府による直接介入はなかった¹⁸⁾。

東南アジア各地への中国船による貿易は展海令以後活況を迎えた¹⁹⁾。海関の設置は鎖国とは異なり、「治安上の理由から貿易地点を限っただけ」であり、中国と「ヨーロッパとの貿易量はその後急速に増加していった」し、「国内でも米穀の商品化、流通は促進された」のである²⁰⁾。

イギリス東インド会社は、台湾に会社が商館を置いていた時代に、中国本土に貿易拠点を求めて清朝に接近し、1677年に廈門へと船を送った²¹⁾。その後廈門に商館設置が認められたようであるが、清朝が展海令を出したのち、台湾の商館は清朝の主導権のもとに1685年に閉鎖された²²⁾。清朝は1699年に広東での交易を認めたといわれるが²³⁾、商館は1716年以後広東に移され²⁴⁾、イギリスを含めてヨーロッパ商人との貿易の主導権は清朝に掌握された。

清朝は中国本土、すなわちいわば直轄統治の体制をもって支配した東北地方、および中央から科挙官僚が派遣された中国本土の18の省に対する支配と、藩部と呼ばれたモンゴル・新疆・青海・チベットやその他の周辺地域に対する権力関係とを区別していたと思われる。すなわち藩部では清朝の監督の下であるが、それぞれの地の固有の制度が維持された²⁵⁾。周辺諸国のうち冊封したのは康熙帝期では朝鮮と安南（ヴェトナム）などだけであり、そのうちヴェトナムは不定期的に清朝に朝貢するという関係であった。琉球には朝貢を命じたが、日本にはそうしなかった。タイも不定期的に朝貢するだけであった²⁶⁾が、冊封地や朝貢国は清朝皇帝の権威を国内紛争や国境紛争の解決に必要としていた。広州での貿易を求めてきたヨーロッパ諸国とはいわゆる互市関係を結んで、権力上の介入を避けた²⁷⁾が、交易・滞在の許可を出したり、税金の最終的な受取手として、清朝皇帝は間接的ながら秩序維持の元締めであった²⁸⁾。

4 東南アジアの華人の世紀

東南アジア各地にはいわゆる交易の時代に、ヨーロッパや日本からもたらされた銀

4 リターン号事件（1673年）と英・蘭東インド会社による対日交渉

を取得しようと、現地支配者たちが競って貿易向け商品作物の生産体制を備えた港市国家を建設した（交易の時代）。17世紀前半に外部から流入する銀の価値が低下すると²⁹⁾、これらの国家の勢力は弱り、各国間の交易も減少した。しかしその後は中国人がそれらの地域へ交易に出かけ、また中国人が労働者として大量に移住する現象が見られ、東南アジア経済における中国人の活躍は、リターン号事件が生じた17世紀の第四半期から18世紀半ばにかけて、顕著な現象となった。俗に華人の世紀と呼ばれる現象である。

菅谷成子は次のように述べている。「華人商人の主催する中国帆船によるアジア間交易の拡大を背景にして、東南アジア各地に……多様な華僑国家が形成された。……なかでも……（新しい形態として）華人労働者の東南アジア各地への大量進出と植民活動が出現した。」³⁰⁾既に12世紀には華人商人による東南アジアでの居留地は形成されていた。15世紀以降や交易の時代にも、華人商人は港市の支配者とは良好な関係にあり、18世紀になると別に華人が労働者として大量に東南アジア各地に移住した。特にそれまで人口希薄であった内陸部や島嶼部に集団をなして入植し、商品作物栽培や鉱山開発に従事した。その結果出稼ぎ型の華僑社会が東南アジアに出現した³¹⁾。華僑という語には、中華帝国（清朝）への帰属意識が込められている³²⁾。

華人の世紀出現のきっかけは1684年の遷界令の解除である。1656年の海禁令、1661年の遷界令のため、中国经济は銀不足に陥り、沿岸住民は困窮した。その結果海外移住意欲が生じたと見なされている。一方、1684年以後清朝による海関設置により、ヨーロッパからの商船には高額関税を課し³³⁾、中国人商船を保護した³⁴⁾。その結果中国人商船による東南アジアとの交易が拡大した。大量に運ばれた商品は東南アジア産の米や海産物で、これが中国本土の人口急増を支えた。その米を東南アジアで生産するための労働力として中国人が各地に出かけ、移住し、故郷へ送金し、帰国時に貨幣を持ち帰った³⁵⁾。

東南アジア各地に成立した華僑社会は、内陸部に孤立した自給社会ではなく、中国帆船によるアジア間交易による物資の供給に依存していた³⁶⁾。港市のスルタンや首長たちは積極的に多数の華人労働者を導入した。彼らからの上納と引き替えに生産を許可したのである。しかし現地の首長が華人に直接支配を及ぼすことはなく、華人が組織した公行（コンス、あるいはコンシ）の指導者を通じた経済的な関係でのみつきあった。

東南アジア大陸部のヴェトナムの華人社会については桜井由躬雄の論考、マレー半島については黒田景子、タイについては北川香子の論考を参照した³⁷⁾。島嶼部につい

ては菅谷成子の論考を参照した。これら諸地域のうちオランダが根拠地を置いたバタヴィアの場合、オランダはバタヴィアの郊外での砂糖プランテーションを拡大するため、華人の従事を奨励した。既に台湾から追い出されていたので、ジャワを基地とするオランダの交易活動にとっては華人の採用は蘭中双方にとってメリットがあった。福建からの移民が見られた³⁸⁾。スペイン領マニラの場合には、華人の流入は交易の時代には見られたが、その後は現地政府によって制限された。すなわち新大陸から流入した銀を求めて中国人商人が増え、17世紀初頭にはその数は2万人に達したといわれるが、17世紀後半遷界令の結果、移民が減った。18世紀初頭に4000人まで回復するが、スペイン政庁によりカトリックへの改宗が命じられたこともあり、移住者数は増えなかった³⁹⁾。

5 イングランドによる対日接近と徳川幕府の対応

1613年から1623年にかけてイングランド東インド会社が平戸に商館を設けて、対日貿易を行った後、そこを閉鎖し貿易も途絶えた。その後1673年に再び長崎にリターン号を派遣して、貿易再開を求めたこと、及びその申し出を、徳川幕府が2か月間の熟慮の後、拒絶したことの歴史的意義は何か。

イングランド東インド会社は国王チャールズ2世の親書を幕府に提出し、かつて將軍から朱印状を得ていたことを根拠に、イングランド産毛織物などの購入を強く求めた。この手続は通常の国家間取引の常識の範囲内にあるものとも受け取れよう。しかし当時の幕府役人は現代の我々の常識とは異なった解釈をしたのではないか。会社に対して貿易許可を与えることと、日本の將軍とイングランドの国王とが直接交渉することに異常さを感じたのではないか。イングランド会社の取締役会は、日本に向かう船長たちに宛てて何度も、日本皇帝の保護を得て貿易の便宜を図って貰えるように手配せよ、と命じている⁴⁰⁾。東インド会社は同じことを、東南アジアの諸王国に対しても、また清朝皇帝に対しても、台湾の鄭氏に対しても、行っている。しかし当時、幕府は清朝皇帝やオランダのオラニエ公に対して貿易許可を出していたのではなく、中国人商人や船主、オランダ東インド会社に対して許可を出したのである⁴¹⁾。

幕府がイングランド国王からの貿易再開要求を断る理由は何か。ここでは禁教令以外の理由について考察する。かつての明王朝は朝貢にこだわり、天子のもとへの諸外国支配者の臣従を前提にした貿易という形式を維持し続けた。17世紀前半には明朝の威信は落ち、沿岸地域では海賊による正規貿易船の略奪や、私貿易が蔓延して、中国

の皇帝を主とし、諸外国支配者を臣とする上下関係は現実ではなくなっていた⁴²⁾。沿岸諸地域には中央の権力が及び難く、略奪や私貿易を取り締まり得ない。他方諸外国は何度も沿岸地域へ押し寄せ貿易を求めた。オランダはジャワ島では現地支配者から土地を得て、事実上の植民地を形成し⁴³⁾、台湾にも商館を立てた⁴⁴⁾。この動きに対して17世紀中葉には、清朝は沿岸住民を諸外国との直接取引から遮断するため、内陸へ移住させた。日本では徳川幕府が鎖国令を次々出して、中国商人とオランダ会社以外の商人との貿易を禁じ、長崎奉行、九州諸藩に命じて沿岸防備を固めさせた。この状況ものとは、会社だけではなく国王自らが親書を送って貿易を求めるイングランド勢の態度に対して、幕府が警戒したのは当然であろう。

イングランド勢力のこのような態度を示す史料は、言うまでもなくその親書である。リターン号はロンドンの東インド会社からの書状と、国王からの書状との2通を携えてきた。そのうちチャールズ2世の親書を読んでみよう⁴⁵⁾。「神の恩寵によりイングランド、スコットランド、フランス、そしてアイルランドの国王、信仰擁護者である余チャールズ2世は日本皇帝 Emperor 陛下に健康と幸福を祈ります。……幾年か前、余の東インド会社は陛下のご先祖との条約 treaty により、貴帝国内に於いて交易 trade の自由を得ております。……そこで余は陛下が件の会社に必ずや、……彼らが件の交易権を保ち続けられるよう配慮して下さるものと確信しております⁴⁶⁾。」

この文中で言及された条約とは、かつて家康が英国平戸商館時代に、キャプテンのジョン・セイリスに与えた朱印状のことである。それは貿易許可書であって、国王と皇帝=将軍との条約とは言えないであろうが、少なくともチャールズは条約と見なしている。このときかつての朱印状そのものを持参したと船長たちは考えていたようであるが、実際に持参したのはかつてセイリスが家康に提出した許可を請求する嘆願書の写しであった。この間の事情については既に先行研究があるが、ここでは島田孝右の説明を参考に概略を紹介する。平戸商館時代に遡る。会社から日本へ派遣された船の艦長であったジョン・セイリスは当時のイングランド国王ジェイムズ1世の日本皇帝=徳川将軍宛の書状を家康に差し込んだ⁴⁷⁾。それは日本に滞在していたイングランド人ウィリアム・アダムズが邦訳したものだった⁴⁸⁾。同時にセイリスは下賜のために嘆願書を英文で書き⁴⁹⁾、アダムズが邦訳して家康に差し込んだ。これらの国王書状とセイリス嘆願書に対して、家康から朱印状が下された⁵⁰⁾。アダムズがこれを英訳したものを、セイリスに渡した。チャールズが上記の親書の中で、かつての条約と呼んだのはこれである。日本文と英訳文とを比較するとかなり異なっているし、長さも違う⁵¹⁾。なお家康はこのとき、朱印状の他に、ジェイムズ宛の返書を渡した。これも英

訳がある⁵²⁾。

セイリス『日本渡航記』(p.372)によると、朱印状2通のうち1通は平戸商館用であったが、いつか失われた。もう1通がイングランドへ持ち帰られた⁵³⁾。これが現在オクスフォードのボドリー図書館に保存されているものであろう。セイリス自身は彼の嘆願書を持ち帰り、コピーをパーチャス Purchase, Samuel に渡したようであり、彼の『航海記集』(1625, vol.1, p.375)に、The Japan Charter として収録された⁵⁴⁾。東インド会社はセイリスの持ち帰った嘆願書を保管し、リターン号はこれを持参して長崎へ来た。一方、長崎奉行は提出されたその嘆願書を保管した。その複製は現在東京大学史料編纂所に保管されている⁵⁵⁾。

1613年に出された家康の朱印状には、授与する側の肩書きがないだけでなく、将軍という語も皇帝という語も使われていないが、アダムズの英訳では Emperor of Japan の語が用いられている。また原語では日本にあたる部分には、Empire of Japan, our kingdom, any part of our Empire 等の語が使われていて一定していない。アダムズが翻訳の際に参照したのはおそらくジェームズから家康宛の親書であろう。そこでは Emperor of Japan が使われていたので、それを採用したと思われる。従ってジェームズは17世紀前半の日本を帝国と見なし、その支配者を皇帝と呼んだ。翻って自国のことを王国 kingdom と呼んでいる。これらの用語法を約50年後のチャールズは踏襲している。異なっているのは東インド会社への言及である。チャールズ親書には「余の東インド会社」として言及されているが、ジェームズ親書には登場せず、merchants の語さえなく、日本に出向いたものには our loving subjects わが臣民の語があてられている。文字通りに読めば、国王ジェームズ自身が日本の将軍に対して、お互いの臣民の商品交換が自由に行えるように mutual profit and commodities of each other's subjects、日本国将軍の保護を求めたことになる。なおセイリスが家康に提出した嘆願書の英訳にも、東インド会社の語はない。従って当時のイングランド勢力の対日接近は、国王が主導権をとって、直接将軍と交渉する形で行われたといえる⁵⁶⁾。

ジェームズは王国と帝国とを使い分けていたのか。区別はしていたのかもしれない。しかし他方ではお互いの国 each other's countries という書き方もなされており、取り引きする際には対等であるという意識が透けて見える。一方、家康からジェームズ宛の返書の英訳では、this kingdom of Japan とあり、日本を王国と表現している。家康に使えた翻訳者アダムズは、ジェームズの用語法を敢えて避けて、帝国ではなく王国を用いたのであろう。50年後チャールズは、条約を結ぶ方式が他のアジアの帝国や王国の場合と同様に為されると述べていることから見て、帝国と王国とを使い分けて

いる⁵⁷⁾。

家康の朱印状には授与者の肩書きが無く、宛先もはっきりとは書かれていない。文中で「いきりす」人が言及されているものの、東インド会社へ下されたとは書かれていない⁵⁸⁾。これでは条約としての要件を欠いているといわざるを得ない。後にチャールズはこの朱印状を条約と呼ぶが、それは当たらない。対等者同士の交渉の結果まとまった外交文書とは言えず、一方から他方へ下された貿易許可書である。この時点では同様の朱印状を、イングランド以外の他の国の商人も得ていたから、将軍は朱印状下賜をもって特定の国と条約を結んだという実感は無かったであろう。ところが約50年後、イングランド王チャールズ2世は、将軍宛の親書でこの朱印状を条約であると主張して、日英間の貿易再開を求めた。東インド会社取締役会も貿易許可と将軍の保護を求めて書状を用意した。長崎港内での船長たちの取り調べ或いは交渉は2か月以上に及び、何度も長崎奉行と江戸幕府役人との間で事実確認や意向問合せが行われた結果、幕府は再開拒否を通告し、リターン号は荷物を捌くことも出来ずに長崎を去った。将軍が船長と直接会わないだけでなく、上陸もさせず、携えてきた2通の書状への返事を出すこともなく、貿易許可も出さなかった。つまり国王と将軍との交渉という設定が避けられ、幕府が商人を取り調べるといった形式がとられた。1613年と1673年との間に、日本側のイングランドに対する態度は大いに変わったことが分かる。

大阪冬の陣の前年に当たる1613年の時点では、イングランド国王の貿易要請に応えた徳川幕府は、銀輸出を禁じた1668年以後になると、国王はおろか商社の要求さえ断るようになった。先に述べたように、清やオランダが国と国との条約締結を求めないで、商人レヴェルでの交易関係に絞った付き合いに満足したのに対して、イングランドはいわば国王と商社とが一体となって（イングランド国王は東インド会社に独占権を付与していたから、会社の利益は自己の利益に繋がる）、自国産毛織物を売り込むための取引の自由 freedom of trade や、保護 protection を得ようとした。売り込みかたも押しつけがましく、国王自らが、英国産毛織物は良質で安価であり健康のためになり、日本の気候にむいているとまで書いている。これを読んだ幕府の役人は、商社の背後に国王がいることを十分に感じ取ったことであろう。商品の種類はおくとしても、商業上の付き合いだけであればイングランド勢にもチャンスはあったかも知れない。しかし上記のように国王が全面に出てくると、幕府側にはそれを敬遠する理由が出てくる。

17世紀中葉には日本近海では海賊がはびこり、オランダもイングランドも台湾の鄭氏も略奪や拿捕を行っていた。清は遷界令によって海禁策を取り、オランダにもその

他ヨーロッパ諸国にも（ポルトガルを例外として⁵⁹⁾）、本土での恒常的通交条約の締結やそのための商館設置を認めなかった。このことは朝鮮にも日本にも知られていたであろう⁶⁰⁾。軍事力に勝るオランダは台湾を攻め、ジャワ島に植民地を持つまでになっていた。清、朝鮮、日本はヨーロッパ勢の軍事的侵略をも想定に入れた対策をとらなければならなかった。

ジェームズとチャールズとの間の50年間に、日本では、大阪夏の陣以後、徳川幕府による国家形成が順調に進んでいた。国産化を進め、倭もの輸出に取り組んだりした結果、東南アジアの海港都市諸国家の君主のように外国商社に迎合する必要がなくなった。長崎での制限された貿易に双方が満足した結果、清という帝国への朝貢をする必要もなくなった。国防のための体制づくりも進んだ。木村直樹によれば、「家光政権下の幕藩制国家は、対外拡大路線を放棄しつつも、東アジア世界の一角に、武力を背景に他国の介入を拒否する国家たり得た」、また「家綱政権前半期になると……長崎奉行と老中が直結した指揮命令システムが出現することになった」と言われる⁶¹⁾。さらには、リターン号来航の頃までには、直轄地長崎ではオランダ商人を出島に局限し、中国人商人を唐人屋敷に隔離して、幕府主導の治安維持策はできあがっていた。関ヶ原以後、特に大阪夏の陣以後、徳川家と諸侯との主従関係が整備された。直領地と藩領との総体が日本を構成する領土であることがはっきりした。対馬、琉球、蝦夷を他国との接触口とし、長崎を幕府直轄地とすることで国防の範囲が確定した。近世身分制が整備されて支配階級のみならず従属民の階層化も進んだ結果、社会は安定し平和が実現した。これらの諸制度の核になったものが最大の領土を保有する将軍の権力であり、当時の日本を国家と見た場合には国家公権力の役割を果たした。この権力構造が安定し、自力の軍事力で国防を実現できれば、諸外国勢力に対して、自立した「国家」を主張し得ることになる。上記のようにアダムズが家康のことを Emperor 皇帝とは訳さず、また日本のことを kingdom 王国と翻訳したのは、このような事実認識があったからであろう。注目すべきは、家康がイングランド商人に対して認めた商館建設可能地のことを my dominion 余の支配地と翻訳していることである⁶²⁾。日本には家康が直接支配している地域とそうでない地域があることを、表現し分けたのかも知れない。

イングランドの政体もこの時期に変化した。東インド会社は1657年のクロムウェルの改組と、1661年のチャールズの追認によってより会社組織が明確になり、大株主取締役会での合議制によって運営される会社へと変わった。清教徒革命以前の前期ステュアート朝の国王が、王国をあたかも私的財産のように見なして、独断で寵臣や会社に独占権を付与するという政治構造は崩れて、革命以後は騎士役土地保有の廃止が確

定し、審査法や人身保護法のように国王個人の利益に反する法律が、地主出身の議員が多数を構成する議会によって決定される体制へと変化した。とはいえその結果として、対外進出方針が大きく変わったとは言えない。結果的には王と議会在交渉して中核権力を構成し、国家形成が未成熟な海外の諸地域へ進出して、中核権力に帰属する地域を増やす方策を積極的に取り始めた。従って変わったのは方針ではなく主導権である。以前に比べれば国王の主導権は後退して、議会や株主の主導権によって国としての対外進出方針が決定されるようになった。その結果、東インド会社の対外進出に関与する人々が増え、進出が活発になる可能性が出てきた。上記のようにして日本が自立した「国家」を形成し始めていた頃、イングランド王国は国内の内戦を克服して、新大陸やインドや東南アジアに進出し、オランダやフランスと競いつつ、植民地とはいえないまでも「海外土地」を領有し始めていた。

1613年時点でジェームズが日本の将軍に貿易開始を求めた時、将軍を皇帝と呼びながらも対等の関係での交渉を前提にしていた。朝貢の形での貿易関係を望むのであれば、国王は将軍に臣従すべきであるが⁶³⁾、ジェームズの親書には臣従を示す言葉はない。将軍はこの申し出に対して、対等ではなく、また国王に対してでもなく、「いきりす」人に貿易許可書を下すという形式で対処した。50年後、国王チャールズはジェームズとは異なり、実際に貿易を行う東インド会社の日本貿易を支援する形の親書を送ってきた。そこでも皇帝の語を用い続けているが、朝貢や臣従を示す語はなく、対等な態度である。国王だけではなく、東インド会社取締役会の将軍宛書状に見える態度も、1673年当時、長崎で貿易に携わっていたオランダや中国の商人のそれとは全く異なる。50年前のジェームズの親書と同じ文言が流用されている⁶⁴⁾。当時の幕府がイングランド国王の臣従を要求したとは考えられないが、対等の国交という関係もあり得ない。貿易関係交渉以前に、当時の日本の政体の実情を、イングランド勢力は正確に認識できていない。一方、国防政策の整備に取り組んでいた当時の幕府は、イングランド王国は貿易再開を口実に国交を開き、やがては武力で攻撃するのではないかと、その相手国に対する不信をぬぐうことは出来なかったであろう。

貿易交渉に限ってみても、イングランド商社がオランダのもたらさない商品を提供するか、よりよい交易条件を示すなら貿易再開の可能性もあり得たが、毛織物を押しつけるだけではその面での再開の可能性はない。それよりも幕府にとっては商社の後ろに国王が控えているという、いわば国家政策としての接近の仕方に警戒心を持ったであろう。送られてきたのが幸いにも商船1隻であったため、オランダからの攻撃を防ぐ配慮をして、長崎港を去らせた長崎奉行の気配りは、国と国との直接対決を避け

たいとの意思の反映ではないか。

おわりに 帝国論からみた清朝の東アジア・東南アジア秩序

先にも述べたように、清朝は中国本土に対する支配と周辺諸国に対する権力関係とを使い分けていた。交易の時代が終わったあとの17世紀後半から、乾隆帝時代にヨーロッパ諸国との交易を廣州一港に制限する1757年までの約1世紀間、東アジア・東南アジア諸国あるいは諸地域の住民の側から見ると、彼らにとって、清朝はマラッカ以東の世界を包含する広大な東アジア帝国の支配者であったのか。岸本美緒は雍正帝時代中国知識人の華夷観念として、「雍正帝は、清朝皇帝の持つこの華・夷の二側面をいわば理論的に統一し、中国的な思考枠組みのなかで清朝政権を正当化する論理を打ち出した」と見なしている⁶⁵⁾。帝国論の論者から見て、清朝皇帝と東アジア全域との関係を説明する際に、問題あるいは障害となるのは、清朝皇帝がその地域全体にたいして権力を及ぼしたわけではない、という事実であろう。確かに清朝は朝鮮に対しては出兵したし、琉球に対しても冊封した国としての扱いを取った。しかし日本に対しては実質的には対等であったし、東南アジアのなかでも、例えば中国人が迫害された(1688年)マニラやバタヴィア(1741年)に対しては、清朝から軍勢力を派遣することはなかった。東南アジアに植民地を建設して現地人を収奪したという例もない。権力関係の見いだせない東アジア秩序を清朝の帝国と呼べるのであろうか。

最近、帝国論について積極的に発言する山下範久は次のように述べている。「近世ヨーロッパのいわゆる重商主義政策も、清朝が再度実施した海禁政策も、さらには日本のいわゆる鎖国政策も、程度の違いはあれ、基本的に交通・交易の権力による管理の強化という点で一致しており、……このような管理の強化はこの転換(長い17世紀の前半から後半への転換)に、一つの重大な帰結をもたらした。それは地域的な求心性の形成と名指すことが出来る。交通の管理化によって、空間的想像力の固定化が生じ、地域的な規模での中心に投影された普遍性を分有する範囲で『世界』が完結してしまったのである。」そして権力関係の欠如については、次のように説明する。「そのシステムに求心性があるかどうかは、その地域の各社会が、システムの中心にある帝国の実質的な統治を受けているかどうかで決まるのではなく、そのシステムの構成員にとっての空間的想像力の枠組みが共有されているかどうか—言い換えれば、同じ「世界」に生きているという前提を共有しているかどうか—で決まる。……帝国は理念的な存在であり、その理念を共有する範囲に求心力を及ぼす、いわば普遍的な単位な

4 リターン号事件（1673年）と英・蘭東インド会社による対日交渉

である。』⁶⁶⁾（下線部筆者）理念としての帝国に、住民を支配する力がどの程度存在しているのかについては、別に説明が必要であろう。

先に検討した清朝皇帝と東アジア・東南アジア住民との関係において、両者を結びつける媒介役となっているのは銀である。銀は外国商人との貿易、移住した労働者からの送金という形で中国に入り、しかも海関での課税収入は国家ではなく清朝宮廷に直接納入された⁶⁷⁾。リターン号事件が生じた17世紀末、ヨーロッパからもたらされる銀によって生じた、展海令以降の清の好景気に、東アジア圏の住民はあやかろうとした。労働者を受け入れ、彼らのために中国産品を買い付け、また反対に中国向けの作物を生産した。密貿易や海賊行為による冒険主義的収入よりも、安定した継続的な収入を確保し得たならば、東アジア各地の住民は、清朝が中核をなす秩序に自らを位置づけるであろう。清朝は海関の管理を厳格にすれば貿易秩序を維持しえた⁶⁸⁾。海関制度が結節点となって、信用保証を清朝が担う帝國的秩序が、見えない権力として、18世紀の前半まで維持されていたと解しうる⁶⁹⁾。

〔付記〕 本稿は関西大学東西学術研究所シンポジウム報告書シリーズ1『アジア・世界をつなぐ海の回廊』に寄せた拙稿「英船リターン号事件（1673年）とオランダ東インド会社による対日交渉」に、大幅に加筆修正を施したものである。

注

- 1) 中村質「中近世における環シナ海域交流史の研究」科学研究費成果報告書、九州大学、1986年、8、15-16頁。大庭脩「長崎唐館の建設と江戸時代の日中関係」『長崎唐館図集成』関西大学東西学術研究所、関西大学出版部、2003年、168-169頁。
- 2) 上田信『中国の歴史9 海と帝国』講談社、2005年、306頁。
- 3) 『世界各国史東南アジア史II』山川出版社、1999年、154頁。
- 4) いわゆるカントリー・トレーダーたちの仕事である。
- 5) リターン号の長崎接近以前に、オランダ会社が幕府に貿易再開交渉を妨害する情報をもたらしていたことは既によく知られている。拙稿『東西学術研究所紀要』39輯、54-58頁。台湾、中国本土に置ける拠点を失ったオランダ会社は、極東貿易の拠点として長崎商館を維持する理由があった。因みにオランダ東インド会社の対日貿易の全盛期である1638年の搬入品リストによれば、繊維製品の中では毛織物の金額が最も低い。行武和博「近世日蘭貿易の数量的取引実態」『社会経済史学』72-6、2007年、39頁。
- 6) イギリス会社が中国本土アモイに商館を建てようとしながら苦勞した話や、台湾の鄭氏から法外な賄賂を要求された話が、Farrington, A., *English Factory in Taiwan* に紹介されている。p.63; pp.534; 240.

4 リターン号事件（1673年）と英・蘭東インド会社による対日交渉

- れ、……税金を払うことと引き替えに交易許可証にあたる号票門引が発給された。……税金を払って陸揚げされた商品は、自由に取引された」「中国との交易を切望する海外の諸勢力を満足させ、さらに帝国を運営するために銀を……関税収入として得ることが出来る。」「倭寇」などの海賊が利益を得ることを困難にした。展海令のあと商人の海外進出には制限を加えていなかったが、「康熙56年（1717年）から、特権を与えた商人以外のものが海に出て交易することを禁止する。」354頁
- 28) 上田前掲書、360-362頁。岸本『岩波講座』13、54-56頁。
- 29) ポトシ銀山の産出量は1640年代がピークである。オランダはスペインからレアル銀貨を入手し、アジアに持ち込んだが、1650年代以降その価値は下がった。日本が銀輸出を禁止したのは、銅銭が持ち出された。鈴木康子『近世日蘭貿易史の研究』思文閣出版、2004年、67-69、136、210-211頁。
- 30) 菅谷成子「島嶼部の華僑社会の成立」桜井由躬雄他編『東南アジア史』4、2001年、岩波書店、211頁。
- 31) 同、211-212頁。
- 32) 同、214頁。
- 33) 岡本隆司『近代中国と海関』名古屋大学出版会、82-87頁。「イギリス船が広東に来航するようになるのは1699年からであるが、以後20年以上もの間にわたり、イギリス商人と独占的に取引を行っていたのは、『大官の商人 Great Mandarines Merchants』に代表される種類の商人だった。彼らがこのように呼ばれたのは、『各々の主人 respective masters』として両広総督や広州將軍などの大官に隷属し、その後ろ盾を得ていたためである」「これらの商人はイギリス船貨物の取引を独占するにあたり、粵海関監督に4000両支払っている。」「イギリス側は、いうまでもなく、こうした少数の商人の独占的取引を嫌い、……他の商人とも個別に折衝を試みている。」「貿易を独占させた目的は、……課税強化にあった。」「イギリス側も行頭ないし専行以外の商人と取引しようと試みたが、無駄であった。」「海関当局の側も、対外貿易を直接に取り扱う洋行に対し、輸出入品に課した諸税上納の義務を負わせておくのが至便であった。」
- 34) 岡本同書、14頁、「西洋貿易の比重の増大は、数ある牙行の一種にすぎなかった外洋行を肥大化せしめ、広東の海上交易はヨーロッパ船によるものと、それ以外の中国船のものに整理されて、いわば内外二分体制となってゆく。」
- 35) 菅谷成子前掲稿、214-216頁。作物としては米の他、マレーやペナンでの胡椒、採掘された鉱物としてはクラントンでの砂金、マランゴール、ペラの錫、カリマンタンの金など。
- 36) 交易の時代が終わったのち、東南アジア各地域の現地人商人は、中国市場目当ての海産物生産と輸出に貿易の力点を移した。上田信、前掲書。349-356頁。生田滋氏のご教示による。
- 37) アンソニー・リード『大航海時代の東南アジア』第2巻、法政大学出版局、2002年の第5章の他、次の文献を参照した。桜井由躬雄「総説」『東南アジア史』第4巻、2001年、同「ヴェトナム世界の成立」『世界各国史東南アジア史Ⅰ』山川出版社、1999年。黒田景子「マレー半島の華人港市国家」『東南アジア史』第4巻、北川香子「ハーティエン」『東南アジア史』第4巻。
- 38) 菅谷前掲稿、221-222頁。
- 39) 同、224頁。
- 40) 拙稿「イングランド東インド会社台湾商館関係資料管見」『関西大学東西学術研究所紀要』41

第2部 アジアと世界の出会い

輯、2008年、3頁。

- 41) 例えば山脇悌二郎『長崎のオランダ商館』中公新書、1980年、29-39、39頁。
- 42) 松浦章『中国の海賊』東方選書、1995年、81-103頁。
- 43) 鈴木恒之「東南アジアの港市国家」『岩波講座世界歴史13』岩波書店、1998年、208-209頁。
- 44) 永積昭「東南アジアの植民地化」『岩波講座世界歴史16』岩波書店、1970年、339-374頁。
- 45) ろじゃ・めいちん、清水紘1編『日英交渉史料』Richard Cocks Society, Kyoto, 1978、20-21頁。
- 46) 同所。なお島田孝右「リターン号『日本日記』(1)」『専修商学論集』74、2002年、328-330頁。328-346頁には同史料を含む複数の史料が掲載されている。
- 47) 島田前掲稿、331-332頁。これに関連する諸史料についての考証は、近藤和彦「西ヨーロッパにおけるルネサンス像の再検討」(科学研究費基盤研究B報告書)、平成14年、619頁に詳しく述べられている。
- 48) 島田前掲稿、332頁。
- 49) 同稿、333-335頁。その縮小版の英文と邦訳は、335-336頁。
- 50) ボドリ図書館蔵。MS, Japan, b.2. 島田による邦訳、前掲稿、337頁。
- 51) 島田、337-339頁。
- 52) 同、339-340頁。
- 53) 『セーリス 日本渡航記』新異国叢書、村川堅固訳、雄松堂、1980年、372頁。島田前掲稿に依った。340-341頁。
- 54) 島田同稿に依った。
- 55) 島田同稿、341頁。
- 56) 西村孝夫『近代イギリス東洋貿易史の研究』風間書房、1972年、191頁。
- 57) 島田、329頁。めいちん、20頁。
- 58) 島田、337-338頁。
- 59) 羽田正『東インド会社とアジアの海』講談社、2007年、121-122頁。
- 60) 黒田明伸『中華帝国の構造と世界経済』名古屋大学出版会、129-130頁。
- 61) 木村直樹「17世紀中葉幕藩制国家の異国船対策」『史学雑誌』109-2、73-74頁。
- 62) 島田、339-340頁。
- 63) 羽田前掲書、114頁。
- 64) めいちん、22-23頁。
- 65) 岸本美緒『東アジアのなかの中国史』103-104頁。同様の見解を別の箇所でも述べている。「朝鮮・ベトナム・タイ・琉球など、清朝に朝貢使を派遣する周辺諸国も、現実の支配は及ばなかったとはいえ、理念的には天子の勢力のもとにあった。また広州に来航するヨーロッパ船など、朝貢ではなく貿易を行うのみの外国も、清朝の目から見れば、天子の徳を慕ってはるばるやってくるという意味で、潜在的な支配関係の枠組みのなかで認識されていたのである」『世界各国史中国史』山川出版社、306頁。
- 66) 山下範久『世界システムで読む日本』講談社、2003年、83-85頁。山下は荒野泰典の「海禁秩序論」、および濱下武司の「朝貢システム論」を批判した上で、自説を展開している。同書98-100頁。
- 67) 『大系中国史』第4巻、山川出版社、461頁。(細谷貞夫稿)
- 68) 上田信『中国の歴史』第9巻、360-364頁。「官と民との分担制により、公行=身分保証体制

4 リターン号事件（1673年）と英・蘭東インド会社による対日交渉

をつくって、これが信用体系を作る」岡本前掲書、10-11頁、「経済活動への政府の干渉・介入は、これをなるべく手控えて、……政府として最低限の機能たる治安維持をはかるため、そこへの秩序の導入だけは怠らなかった。その最たるものが、徴税という行為である。……その枠から逸脱すれば制裁が加えられた。」「海関が、量的に拡大した海上交易を包括的に管理するという体裁がととのうわけである。」

- 69) この体制が変化するのは、ヨーロッパでの産業革命が進行する過程で生じたと考えられる。銀の流入過剰、景気の過熱、インフレ、中国での物価高騰、食糧暴動などを考慮すべきだろう。岸本美緒『各国史中国史』308-311頁。